

低月齢乳児用ベッド（バシネット）のSG基準（案）

SG Standard for Bassinets

1. 基準の目的

この基準は、低月齢乳児用ベッド（バシネット）の安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害の防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、乳児が自力で座る、つかまり立ちする、あるいは、手と膝で立ち上がるようになる前まで（概ね生後5か月まで）の睡眠に使用することを目的とした製品（以下、「バシネット」という。）に適用し、スイング機能を有するものを含む。

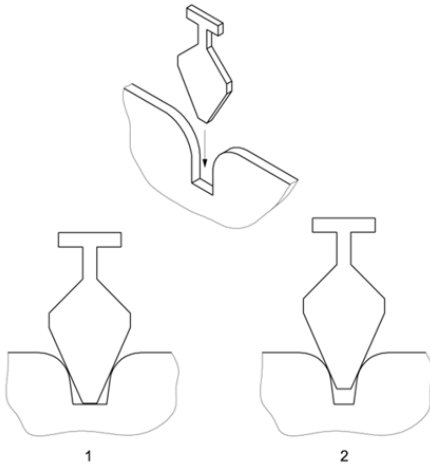
3. 安全性品質

バシネットの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 基本的要件	1. (1) マットレスは指定されており、睡眠面は平坦であること。 (2) 指定のマットレスは十分な硬さがあること。 (3) 側壁は乳児の転落を防止する高さを有すること。	1. (1) 指定のマットレスを装着した状態で乳児睡眠面の垂直方向の傾斜は10° 以内、水平方向の傾斜は0° ± 2° 以内であることを角度計等で確認すること。 (2) マットレスの充填材の厚みは25mm 以内であり、層厚は 38 mm 以下であることをスケール等により確認すること。ただし、9kg の重錘をマットレス中央に置いた際、たわみが 40 mm 以下であるものはこの限りではない。 (3) 側壁上面がマットレス上面より 191 mm（7.5 インチ）以上であることをスケール等により確認すること。
2. 一般要件	2. (1) 仕上げは良好で、手足を傷つけるおそれのある割れ、ばり、まくれ、ささくれ等がないこと。 (2) 乳児の手足が届く範囲に、指を挟み込むおそれがあるすき間がないこと。 (3) 乳児の手足が届く範囲に、指をせん断するおそれがある可動する開口部がないこと。	(1) 目視及び触感等により確認すること。 (2) 乳児の手足が届く範囲に 7mm 以上 12mm 未満のすき間がないことをスケール等により確認すること。ただし深さ 10mm 未満のものは除く。 (3) 乳児の手足が届く範囲に 12mm 未満に閉じる開口部がないことをスケール等により確認すること

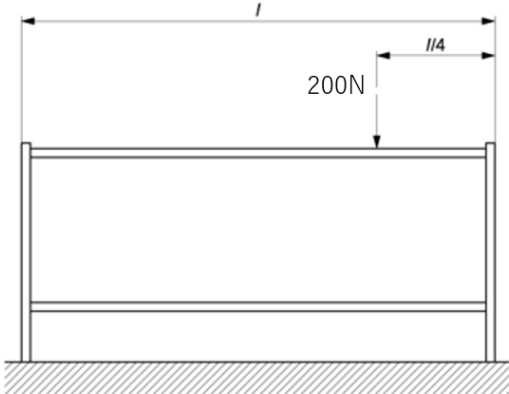
項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(4) バシネット内側には乳児の手足が挟まるおそれがあるすき間がないこと。 (5) バシネット内側には乳児の胴体が挟まるおそれがあるすき間がないこと。 (6) バシネット外側には乳幼児の頭が挟まるおそれがあるすき間がないこと。	(4) バシネットの内側側面に25 mmより大きく45 mm未満のすき間がないことをスケール等により確認すること。 (5) バシネットの内側側面に65 mmより大きいすき間がないことをスケール等により確認すること。 (6) バシネットの外側に、図1に示す小型のヘッドプローブが通過し、図2に示す大型のヘッドプローブが通過しないすき間がないことを、プローブ等を用いて確認すること。 図1 小型のヘッドプローブ 図2 大型のヘッドプローブ

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(7) バシネットには乳児の首が引っ掛かるおそれがあるV字型の危険なすき間がないこと。	(7) 図3に示すV字型開口部用プローブのA部分を、図4に示すように開口部に押し当てたとき、プローブ層厚が完全に入り込まないことを確認し、入り込んだ場合は図5に示すようにB部分の先端が開口部底面に触れることを確認すること。 図3 V字型開口部用プローブ 1、2：問題なし（確認終了） 3、4：図5による確認へ 図4 確認方法①

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
		 1 : 問題なし 2 : 危険なすき間 図 5 確認方法② (8) 側壁が柔軟な材料で作られているものにあつては、指、つま先衣服のボタン等が引っかかるおそれがある構造でないこと。 (8) 側壁部分に図 6 に示す最大直径 7mm のメッシュ用プローブを 30N の力で押し当てたとき、プローブが貫通するすき間がないことを確認すること。  図 6 メッシュ用プローブ (9) マットレスと側壁の間には乳児が窒息するおそれがあるすき間がないこと。 (9) マットレスを片側に寄せたとき、側壁との間に 30 mm より広いすき間がないことをスケール等により確認すること。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(10) マットレスが折り畳み式もしくは分割式のものにあっては、継ぎ目で傾斜ができないこと。 (11) 乳児の手の届く範囲に装着される付属小部品等は、外れた場合に誤飲する大きさでないこと。	(10) マットレスの継ぎ目に沿って図7に示す7.6kgの重錘を置いたときマットレス面に10°以上の傾斜ができないことを角度計等で確認すること。 図7 傾斜確認用重錘 (11) 飾り等の小部品は、トルク試験及び引張試験によって外れないことを確認する。外れた場合は、誤飲性確認シリンダ（図8参照）に抵抗なく入り込まないことを確認すること。トルク試験は、小部品を180°回転させるかまたは0.23N・mのトルクで回転させる。いずれの方法であっても、回転力を10秒間加え、その後、反対方向に対しても同様に回転させる。引張試験は、トルク試験後に行う。小部品をクランプ等で掴み、45Nの力を10秒間加える。 図8 小部品の誤飲性確認シリンダ

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(12) バシネットには乳児の首や胴体に絡まるおそれのあるひも等がないこと。 (13) 支柱の上端は、乳幼児の衣服のひも等が引っかかるおそれがある形状でないこと。 (14) 折畳式のものにあっては、不意に折りたたまれるおそれがある構造でないこと。 (15) 各部は、ゆるみを生じないように確実に組み立てることができること。	(12) 乳児の手が届く範囲に、以下に示すひも状の部品がないことをスケール等を用いて測定することにより確認すること。 (a) 220mm 以上の長さの片側自由端の部品 (b) 360mm 以上のループ状の部品 (c) 80 mm以内の距離にある片側自由端のもので双方の先端間の距離が 360mm 以上の部品 (13) 支柱の上端部分に図 9 に示すテストチェーンの接続点部分を通し、重りを自由落下させたとき、テストチェーンが外れることを確認すること。 単位：mm ボールチェーン拡大図 1. ボールチェーン 2. 球形の重り (2.5kg) 3. 接続点 図 9 テストチェーン (14) 以下いずれかを満たすことを操作等により確認すること。 ・ 50N の操作力で折り畳まれない。 ・ 折り畳むには工具が必要。 ・ ダブルアクションのロック機構がある。 (15) 組立を行い、目視等により確認すること。また、消費者が組み立てる箇所には木ネジは使用していないことを確認すること。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
3. 性能要件	3. (1) バシネットは十分な強度があること。	(1) 以下①、②のいずれかの試験に合格すること。 ① マットレス中央に 152 mm×152 mm、厚さ 9.5mm のアルミブロックを置き、その上に質量 24kg の重りを 60 秒置いたとき破損せず、2. (1)、2. (2)、2. (3) の基準に適合することを確認すること。 ただし、8kg 以上の乳児が使用可能な製品にあつては使用可能な体重の 3 倍の重量の重りを使用するものとする。 ② マットレス中央に直径 120 mm、高さ 180 mm、質量 9kg の重りを 24 時間放置し取り出した後、図 10 に示すようにバシネット側面上部の端から 1/4 の位置に 200N の垂直下向きの力を 10 回加えたとき、破損や永久変形がないことを確認すること。  図 10 垂直荷重テスト
	(2) 側面が柵のものにあつては、柵は十分な強度があること。	(2) 柵の上端、下端、中央に 150N の力を加えたとき、破損や永久変形がないことを確認すること。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(3) 側面の高さを変えられるもの及び側面高さが 400 mm以上のものにあつては、外側及び内側からの衝撃に対して十分な強度があること。 (4) 側面の高さを変えられるもの及び側面高さが 400 mm以上のものにあつては、上枠は十分な強度があること。	(3) 図 1 1 に示すように上枠から 200mm の位置に 2kg の振り子で衝撃を加えたとき、破損、永久変形等がないこと。 なお、衝撃は内側外側交互に各 5 回加えるものとする。 また、側面が硬質な材料のものにあつては、側面 14 か所で試験を実施すること。 図 1 1 側面の衝撃試験 (4) 図 1 2 に示すように上枠端部に 2 kgの振り子で衝撃を加えたとき、破損、永久変形等がないこと。 なお、衝撃は内側から 5 回加えた後、外側から 5 回加えるものとし 4 隅全てで行う。 図 1 2 上枠端部の衝撃試験

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(5) 水平に引っ張った際倒れないこと。	(5) 以下①、②のいずれかの試験に合格すること。なお、スイング機能を有するものにあつてはスイング機能をロックした状態で行うこと。 ① 図 1 3 に示すように新生児ダミーをマットレス中央に置き、垂直方向に 10.35kg の負荷をかけながら水平方向に 22N の力を加えたとき、倒れないことを確認すること。 図 1 3 安定性試験① ② 図 1 4 に示すように、直径 120mm、高さ 180 mm、重さ 9kg の重錘をマットレス端部に乗せ、水平方向に 30N の力を加えたとき、倒れないことを確認すること。 図 1 4 安定性試験②

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(6) 睡眠面の高さが152 mm(6 インチ)以下のものにあつては、製品が傾いても倒れないこと。 (7) 吊り下げ式のものにあつては、吊り下げ部が外れるおそれがある構造でないこと。 (8) スイング機能を有するもの(揺動式、吊り下げ式含む)にあつては、スイング角度は危険でないこと。 (9) スイング式のものにあつては、揺れを止めるためのストッパを有し、ストッパは容易に外れないこと。	(6) 図15、16に示すように、6か月児ダミーをマットレス端部に乗せ、20°の傾斜板に置いたとき、倒れないことを目視等により確認すること。なお、試験は前後、左右の4方向で行う。 図15 傾斜安定性試験(前後方向) 図16 傾斜安定性試験(左右方向) (7) マットレス中央に9kgの重錘を載せ、500 mm持ち上げ落下させることを10回繰り返したとき異常がないことを確認すること。 (8) 以下①、②の両方を満たすこと。 ① 最大スイング角度は20°以下であることを操作等により確認すること。 ② 7.9kgの乳幼児ダミーをマットレス端部に置き、30°の角度から揺らしたとき、静止時の角度は7°以下、もしくは、9kgの重錘をマットレス端部に置いたとき、静止時の角度は10°以下であることを角度計等で確認すること。 (9) ストッパがあることを目視等にて確認し、ストッパをかけた状態でマットレス端部に9kgの重錘を乗せたとき、ストッパが外れないことを目視等により確認すること。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
4. 付属品	(10) キャスタを有するものにおいて、は可動防止のための措置が講じられていること。 4. バシネットの付属品は、付属品は、安全性を損なうものであってはならない。	(10) 可動防止装置を作動させた状態で、マットレス中央に 9kg の重錘を乗せ、側面を引っ張って 500 mm移動させたとき、キャスタが回転せず、ロックが外れないことを目視等により確認すること。 4. 傷害を与えるような突起、先鋭部、ばり、めっきのびり等の有無、機能等を目視、触感等により確認すること。なお、他の安全基準があるものにおいてはその基準に適合したものであること。
5. 材料	5. バシネットの材料は、次のとおりとする。 (1) 耐食性材料以外の金属材料は、防錆処理が施されていること。 (2) 合成樹脂製品及び合成樹脂塗料を使用した部品は、乳幼児に有害な影響を与えないものであること。 (3) 枠に布等の繊維製品を使用したものは、乳幼児に有害な影響を与えないものであること。	(1) 防錆処理が適切であることを目視及び触感等により確認すること。 (2) 食品衛生法に基づく昭和 34 年厚生省告示第 370 号第 4 おもちゃの項に規定する基準に適合していること。なお、確認は試験成績書による。 (3) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく昭和 49 年厚生省令第 34 号第 1 条別表第 1 ホルムアルデヒドの項（出生後 24 月以内の乳幼児用のもの）に規定されている試験方法により確認すること。なお、確認は試験成績書による。

4. 表示及び取扱説明書

バシネットの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	1. バシネットには、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。 なお、(3)、(7)については、その主旨を本体の見やすい見やすい箇所に表示すること。また、その製品に該当しない事項は省略してもよい。 (1) 製造業者名、販売業者名、もしくは輸入業者名の名称又はその略号。 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。 (3) 使用年齢範囲 バシネットは座ったり、ひざまずいたり、立ち上がったたりできる乳児（概ね5か月以降）には使用できない旨。 (4) 部品の外れ、緩み、がたつきなどが無いことを確認し、問題があれば使用を中止する旨。 (5) ネジ類等の部品は製造事業者が指定したもの以外を使用しない旨。 (6) マットレスは製造事業者が指定したものを使用する旨及び指定するマットレス。 (7) 敷布団や追加のマットレスは使用しない旨。 (8) 柔らかい寝具が乳児の口や鼻を覆ってしまうことや首や体に巻き付いてしまうことで、乳児が窒息して死亡してしまうことがあるため、生後13か月までの乳幼児に対してはできる限り柔らかい寝具を使用しない旨。	1. 表示の消えにくさ、剥がれやすさ及び必要な項目の有無を目視、触感等で確認すること。 なお、(3)及び(7)の表示項目は、安全警告標識(▲)を併記し、目立つ色彩を用いるなどしてより認知しやすいものであることを確認すること。 また、5mm以上の大きさ（縦寸法）の「警告」、「注意」のシグナルワードを併記し、その他の注意事項の字の大きさは、2.5mm（縦寸法）以上であること。 (3) 本体だけでなく、外箱等販売時に見やすい箇所にも表示すること。 * 子ども家庭庁からのコメントを受けて小児科学会で検討いただきこのように修正しました。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 取扱説明書	(9) バシネットの中にぬいぐるみ等柔らかいものを入れない旨。 (10) 乳幼児突然死症候群」のリスクがあるため、医師の指示がない限り仰向けに寝かせる旨。 (11) 製品は必ず床の上で使用する旨。 2. バシネットには次に示す趣旨の取扱上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。 なお、(1)は取扱説明書の表紙などの見やすい箇所に表示し、(2)は図などを併記して理解しやすいものとし、(3)及び(4)は安全警告標識(▲)等を併記してより認知しやすいものとする。ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。 (1) 取扱説明書は必ず読み、読んだ後は保管すること。 (2) 組立式のものは、その組立要領及び注意。 (3) 使用年齢範囲 バシネットは座ったり、ひざまずいたり、立ち上がったりできる乳児(概ね5か月以降)には使用できない旨。 (4) 使用上の注意 (a) 部品の外れ、緩み、がたつきなどがないことを確認し、問題があれば使用を中止する旨。 (b) ネジ類等の部品は製造事業者が指定したもの以外を使用しない旨。 (c) マットレスは製造事業者が指定したものを使用する旨及び指定するマットレス。	2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(d) 敷布団や追加のマットレスは使用しない旨。 (e) 柔らかい寝具が乳児の口や鼻を覆ってしまうことや首や体に巻き付いてしまうことで、乳児が窒息して死亡してしまうことがあるため、生後 13 か月までの乳幼児に対してはできる限り柔らかい寝具を使用しない旨。 (f) バシネットの中にぬいぐるみ等柔らかいものを入れない旨。 (g) 「乳幼児突然死症候群」のリスクがあるため、医師の指示がない限り仰向けに寝かせる旨。 (h) 製品は必ず床の上で使用する旨。 (i) キャスタを有するものにあっては、使用時にキャスタを固定する旨。 (j) 設置場所は水平、平たんで、ストーブ等危険物の付近で使用しない旨。 (k) ひも類等（ブラインドのひも等）の危険なものの近くに置かない旨。 (l) 枠に腰掛けたり、ぶら下がったり、揺さぶったりしない旨。 (m) 同時に二人以上で使用しない旨。 (n) 吊り下げ式のものにあっては、揺れの振り幅が大きいと危険なため注意する旨。 (o) 吊り下げ式のものにあっては他の子供を近づけさせない旨。	* 子ども家庭庁からのコメントを受けて小児科学会で検討いただきこのように修正しました。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(p) 吊り下げ式のものにあっては、周囲の家具等にぶつからない箇所に設置する旨。 (5) SGマーク制度は、バシネットの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。 (6) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称及び住所並びに連絡先又は連絡方法。	